

7 観 総 第 124 号
令和7年10月30日

各 部 課 か い 長 様

総 務 部 長

令和8年度予算の編成方針について(依命通知)

令和8年度予算については、下記のとおり編成するので、観音寺市予算規則第5条の規定に基づき、命により通知する。

記

1 経済状況と国の動向

最低賃金が大幅に引き上げられる等、賃金は上昇しているものの物価の上昇も続いており、依然として国民の生活は厳しい状況にある。

内閣府が発表した月例経済報告によれば、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクに留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

こうした状況において政府は、令和8年度予算編成に向けた「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着、地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応、国民の安心・安全の確保、中長期的に持続可能な経済社会の実現に取り組む。また、令和8年度予算編成については、①日本経済の成長力強化による成長型経済への移行、②中期的な経済財政の枠組みに沿った予算編成の実施、③物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、こども政策の着実な実施などの重要政策課題への予算措置、④中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるなどとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況

本市の令和8年度の財政見込みについて、歳入面では、市税は、市民税で給与所得控除の拡大等の税制改正による減収はあるものの、令和7年度と同程度を見込んでいる。地方譲与税や各種交付金については、国による試算を踏まえ、地方譲与税は增收、各種交付金は減収を見込んでいる。市債については、令和7年度と比較して大型建設事業が減少し、建設事業費総額が引き下げられることから減収を見込んでいる。

地方交付税については、総務省の概算要求の概要では、地方の安定的な財政運営に必

要となる一般財源の総額について、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保、交付税率の引上げを事項要求するとあり、国による試算を踏まえ増加を見込んでいる。

歳出面では、義務的経費において、少子高齢化の進行に伴い社会保障関係経費は高水準で推移し、借金の返済にあたる公債費は、金利の上昇等により令和7年度と比較して増加すると見込んでいる。また、投資的経費においては、新たな道の駅建設等の大型建設事業が実施されるものの、新学校給食センター等の完成により令和7年度と比較して減少することが想定される。

こうしたことに加え、物価や人件費の上昇が経常的経費を含め事業費を押し上げると見込まれることから、各事業の効果検証を踏まえた見直しはもとより事務の効率化を図り、予算総額を財源に見合った規模とする必要がある。

3 予算編成の基本方針

令和8年度予算編成にあたっては、物価や人件費の上昇等により建設費、施設の維持管理費をはじめ各種事業の経費の増加が見込まれるため、財源確保と事業の見直しに努め健全財政を堅持する。また、限られた財源を最大限有効活用し、まちの活性化や市民生活の利便性向上に取り組み、中長期的な視点に立った施策の実施と持続可能な財政運営を図りつつ、「第2次観音寺市総合振興計画」に掲げるまちづくりの推進に取り組むものとする。

(1) 重要施策の取り組み

第2次観音寺市総合振興計画に基づく実施計画対象事業については、政策部企画課の通知内容を十分に踏まえるとともに、採択された事業についても改めて経費削減を図り、十分検討のうえ適切に見積ること。

(2) 基本的事項

当初予算は、当該年度内に見込まれる全ての歳入・歳出を計上し、年度途中における補正は、制度改正・災害関連など特別な事情がある場合を除き行わない。また、予算流用・予備費充用についても同様とする。

(3) 岁入の確保

歳入の範囲内でのみ歳出の執行が可能であることに留意すること。国・県の制度改正の動向に留意し、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。新たな財源の検討も含め、全ての歳入予算の収入にあらゆる確保策を講じること。

ア 市税

課税客体の的確な把握はもとより、経済情勢及び地方税制度の動向を見極め適切に見積ること。特に、滞納整理の強化により収納率の向上に努めること。

イ 国・県支出金

事業の緊急性・必要性を十分精査の上、対象事業を厳選すること。国・県の制度改正に留意し、補助基本額及び補助率等を的確に把握し適正に見積ること。

ウ 分担金・負担金、使用料・手数料

受益者負担の原則及び住民負担公平の観点に立ち、行政経費と徴収額に不均衡が見られるものについては、改定を検討すること。

工 市債

後年度の負担を軽減するため、市債以外の財源を優先し、発行を抑制すること。活用に当たっては、事業の適債性や充当率を十分に考慮するとともに、交付税算入の有利な市債の選定に努めること。なお、市債を計上する場合は、事前に総務課と協議すること。

才 基金繰入金

基金からの繰入れは、後年の事業計画を踏まえ計画的に行うこと。なお、基金繰入金を計上する場合は、事前に総務課と協議すること。

力 財産収入

市有財産については、財産の状況を的確に把握し効率的な活用に努めるとともに、未利用地及び未利用施設については売払いを含め積極的に検討すること。

キ その他

広告収入の拡大や未収金の収納のほか、ふるさと納税制度「がんばれ観音寺応援寄附金」の受け入れに積極的に取り組むこと。額の多少にかかわらず、新たな財源の確保に努めること。

(4)歳出の見直し

各事業においては、単なる前年踏襲ではなく健全な財政運営の意識を持ち、職員一人一人が事業の目的、内容、費用を精査し、事業の効率化及び一般財源の縮減を図ること。また、施策の硬直化を防ぐため、事務事業をはじめ歳出全般にわたり目的の達成度合い、効果、必要性、費用対効果等の検討を行い、役割を終えた事業の統廃合を含め各部局において厳しく見直しを行うこと。さらに、物価や人件費の上昇等を鑑み事業費を正確に積算すること。

ア 人件費

弾力的な組織運営を図り、効率的な執行体制を構築することにより、安易に会計年度任用職員を雇用せず、総人件費の抑制に努めること。

イ 扶助費

国・県の制度改正に留意し、的確に見積ること。市単独の扶助費については、再度、制度の公益性や有効性を検証することによりその目的を明確化し、廃止や縮減を視野に入れた制度の見直しを検討すること。

ウ 物件費(旅費、需用費、委託料、備品購入費等)

事務事業の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減・合理化を図ること。

エ 維持補修費

施設の現況を十分に把握し、個別施設計画に基づき適切な管理や長寿命化を図るとともに、総量や配置の適正化を推進し、経費の縮減に努めること。

オ 補助費等(負担金、補助及び交付金、報償費等)

従来の実績にとらわれることなく、相手方の経営状況及び補助金等の執行状況を調査し確認すること。行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などを精査

し必要不可欠なものを見積もること。特に、複数年継続している補助金については、交付率・額の縮減、交付時期の終期を設定するなどの見直しを検討すること。

力 繰出金

特別会計及び企業会計の経費を別添要領に準じて算出すること。

キ 投資的経費(普通建設事業)

事業の緊急性、必要性、投資効果などについて総合的に考慮し、優先順位を明確にした上で選別・選択を図ること。事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模、設備内容の検討を図り、経費の圧縮に努めること。また、整備後の維持補修経費についても圧縮することができる施設設備に努めること。

(5)部課間の連携

従来の縦割り行政を見直し、関係部課間の調整による横断的な体系の構築により、類似事業を廃止・縮小・統合し、歳出の縮減に努めること。

(6)特別会計及び企業会計

常に経営的視点に立ち、一層の自助努力により独立採算制の堅持を図ることにより、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、会計の健全かつ安定的な運営に努めること。なお、特別会計及び企業会計においても、本方針に準じて編成すること。

4 結び

令和8年度の予算編成は、高止まりする扶助費や金利上昇に伴い増加する公債費に加え、物価や人件費の上昇により経常的な事業を含めた事業費の増加が想定されるが、市税等の自主財源の大幅な増加は見込めないことから、大変厳しいものとなると予測される。このような状況に対して、各種行政手続きのオンライン化やAI等のデジタル技術を活用し、市民サービスの向上と事務の効率化を図るなど、持続可能な財政運営を意識した要求をされたい。

さらに、大型建設事業の実施に伴う公債費の増加が見込まれるなど、厳しい予算編成が続くと予想されるため、老朽化した公共施設の改修や修繕をはじめとした年度毎の予算額が平準化されるよう、中長期的な事業計画に基づき要求されたい。事業の財源については、国・県の補助金や有利な市債等の情報を収集し、それらを活用した要求をされたい。